

『北九州市障害者支援計画』の策定（改定）に伴い実施している障害のある人向けの調査について

1「障害児・者等実態調査」と2「障害福祉サービス等ニーズ把握調査」の2種類あり、令和7年度は、主に障害福祉サービスの利用状況等を伺う、2「障害福祉サービス等ニーズ把握調査」を実施する予定である。

1「障害児・者等実態調査」について

(1) 調査概要

『北九州市障害者支援計画』の策定の基礎資料とするとともに今後の障害福祉施策の参考とするため、「暮らしの状況」、「日中活動と就労、社会参加」、「支援体制」、「障害福祉サービス等の利用」、「地域生活と防災、人権」などについて、市内在住の障害のある人の生活実態やサービス利用状況等を幅広く行う調査。

※『北九州市障害者支援計画』とは、

障害者基本法に基づく北九州市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定している「①北九州市障害者計画」と、

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定している「②北九州市障害福祉計画」、

児童福祉法に基づく障害のある子どもの支援の提供体制等を規定している「③北九州市障害児福祉計画」

の3つの計画を包含した計画である。

(2) 調査方法

- ・ 郵送による調査
- ・ 調査員による聞き取り調査
- ・ 市政モニターアンケート調査

(3) 前回実施時期

令和4年度実施

2「障害福祉サービス等ニーズ把握調査」について ← 令和7年度実施する調査はこちら

(1) 調査概要

「②北九州市障害福祉計画」と「③北九州市障害児福祉計画」の策定の基礎資料とするため、主に障害福祉サービスの現在の利用状況と今後の利用予定を伺う調査。

(2) 調査方法

- ・ 郵送による調査
- ・ 市政モニターアンケート調査

(3) 前回実施時期

令和2年度実施